

平成 27 年度 第 1 回日田市特別職報酬等審議会
《審議会議事録（要点）》

●日 時 平成 28 年 1 月 26 日（火） 14：00～15：30

●会 場 市役所 4 階庁議室

●出席者

(1) 委 員	杉野 義光	委員	梅木 哲	委員（職務代理）
	岩里 謙夫	委員（会長）	高山 英彦	委員
	小野松 晋一	委員	河津 忠晴	委員
	中津留 富子	委員	井元 崇文	委員
	伊藤 将友	委員		

欠席者 1 名

(2) 事務局 総務課長 総務課主幹（総括） 総務課主幹 職員係担当

1. 委嘱状交付

代表して年長者である自治会連合会会長の岩里謙夫氏に交付

2. 市長あいさつ

今回の特別職報酬等審議会の開催は、平成 18 年 2 月以降、特別職の報酬について審議会に諮っていないことに加え、市町村合併後 11 年を経過しようということもあり、地域社会・地域経済の状況も変化しているなかで、昨年の 9 月・12 月の市議会定例会におきまして、主に特別職の報酬の減額について多くのご質問やご意見をいただいたことも踏まえ、特別職及び市議会議員の報酬のあり方について、検討いただく必要があると判断したところでございます。

あわせまして、現在、私を含めた特別職の報酬について減額をしておりますので、このことについても委員の皆様の忌憚のないご意見をいただければと考えております。

つきましては、別紙の諮問のとおりご審議を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

（市長退席）

3. 会長選任及び職務代理者の指定

・委員の互選により、自治会連合会会长の岩里諫夫氏を選任

・会長が、職務代理者に梅木 哲 委員を指定

4. 会長就任のあいさつ

当報酬審議会にて原田市長から、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定の必要性の有無、また、改定の必要がある場合、その適正額と改定期について、諮詢を受けたことによりまして、委員の皆様のご意見をいただきながら審議を始めてまいります。

ご存知のとおり、日田市を取り巻く経済情勢は厳しい状況であることは、申し上げるまでもございませんが、そうしたなかで、市長を始め常勤の特別職の給料につきましては、平成18年4月の額改定後、現在に至っており、かつ、市長以下特別職については、自主的に減額を行っていると聞いております。

前回の審議会から10年が経ち、地域の状況も変わってきており、また、市議会でも議論となっているようですので、事務局より提出いたします各種資料を参考としながら、慎重な審議をいただきたいと思います。

なお、市長の挨拶のなかありました、特別職の給料の減額措置についても、皆様の意見をいただきたいと思います。

■審議会の進め方、答申までのスケジュールの確認

- ・第1回目の本日は、事務局より資料の説明、その後、審議。
- ・第2回目の審議会で、報酬額の改定の必要性の有無について方向性を決める。
- ・第3回目の審議会で最終的な答申内容を決定する。
- ・審議会は公開とすることに決定。

5. 資料の説明

6. 審 議

<主な意見等>

委 員：資料P1の現行実質支給額の実質という意味は何か。

事務局：本来条例で規定されている市長の給料は872,000円であるが、カットを行っているので、カット後の実質の支給額ということである。

委員：基礎となる金額は平成18年4月に改定した872,000円か。

事務局：そのとおりである。

委員：公租公課や保険料などを差し引いたあとの市長の手取り額はいくらか。

事務局：市長の手取りは、税、社会保険料を除いた額で約531,000円ほどである。

委員：特別職の報酬と議員の報酬、分けて審議を行ったらどうか。市長、副市長、教育長は常勤、議員は非常勤であり、ここに格差があると思う。報酬額を決める上では大きな要素になると思う。

事務局：別々に審議しても問題はないが、相関関係があるのでこのことは考慮してほしい。

委員：カットの主たる要因は何か。

事務局：市長が説明しているのは、市内の経済状況を勘案した上で、非常に厳しい経済情勢にあり、また、市においても厳しい財政状況にあるということから独自カットを行ったということである。

委員：市長の考え方。

事務局：市長の考え方である。

委員：カットは給料の返上か。

事務局：返上ではない。最初からカット後の額を支給する。

委員：それはおかしいのではないか。報酬は条例で決まっているのではないか。

事務局：872,000円については、特別職の報酬条例で定められている。カットについては、日田市特別職等の職員の給与の特例に関する条例という別途条例を設置しており、条例に基づいた上でのカットである。

委員：返上は寄附行為の問題があるから、独自に給料を下げる場合はきちんと議会で議決をいただくということか。

事務局：そのとおりである。

委員：今回の報酬審議会で決めることは、872,000円から仮に市長が独自に行っていける15%カットが適当とするのであれば、741,200円を答申するということか。

事務局：独自カットについては、意見を伺いたいと市長からあいさつがあったが、このカット後の額ではなく、872,000円そのものが100%支給される際に、この額が妥当かどうかという判断をしていただければと考えている。

委員：それ以外は議論しないということか。

事務局：市長のあいさつの中にもあったように、独自カットの部分についても審議会の方から意見をいただきたいということである。カット率よりはカットをすることについて、審議会としての意見がいただきたい。

委員：872,000円が適正なのか議論して、いくらが適当であるかを答申するわけか。

事務局：報酬審議会では、市長が受けるべき適正な額はいくらになるのかを審議してい

ただくことになる。独自カットは別として本来受け取る額を審議していただきたい。

委 員：平成 18 年以降審議会を開催していない要因は。

事務局：これまで一般職の改定に応じて特別職の報酬も 2 年おきに改定してきた。平成 19 年以降は一般職のカットを上回る大幅な独自カットを行い、推移してきたので、報酬審議会には諮ってこなかったということだと思う。県内他市の多くも同じ状況であり開催されていない。

委 員：期末手当の加算率は各市で差があるが、どこで決定するのか。

事務局：国・県の特別職の加算率を参考にしている。国・県の特別職の加算率は 45%。国から示されているのが、特別職については通常 20% の加算率にプラスして役職者については 25%、あわせて 45% の加算である。日田市的一般職の最高が 15% で、この 15% に国の役職加算の 25% を加算して 40% にしている。他市では特別職の 25% 加算は付けずに、一般職の 15% だけ加算しているところもある。大分市・別府市・中津市・県を見ながら同じように加算している。加算率は条例で定めている。

委 員：加算率が変更された実例は日田市であるか。

事務局：正確ではないが、25% 加算率は当初なかった。国の給料制度改革以後、プラスの加算率が入ってきたと思う。

委 員：課長級と係長級の平均給料を教えてもらいたい。

事務局：係長級の最低が 315,800 円、最高が 407,900 円、課長級の最低が 352,900 円、最高が 433,700 円。

委 員：872,000 円の根拠がないと判断しにくい。

事務局：872,000 円については、以前からの報酬額に準じて改定してきた結果がこの額である。この金額の内訳があるわけではなく、以前からの推移と他市の状況との比較の中で決まってきた金額である。

委 員：市長の手取り額約 531,000 円が高いか低いか、いろいろ意見はあると思うが、よく言われるのが市長に、いい人材を選ぼうとすれば、それなりの給料を支給しないと、優秀な人材は手をあげない。このような話を聞いたことがある。

委 員：市長にいい人材を引っ張ってくるために、報酬を上げないといけないということについて、市長は選挙で選ばれる。それとどういう関係があるのか。

委 員：私が聞いたわけではないが、手を上げる人が、もちろん選挙で選ばれる訳であるが、立候補しようとする気持ちに、そこらへんの関係もあるのではないか。あまり給料が低いと立候補する気持ちが・・・。

委 員：ここで議論する内容ではないが、あまり関係ないと思う。

委 員：そういう話もあると聞いている。

委 員：別府、中津、佐伯は、現在カットを行っていないということでよいか。

事務局：現時点ではカットを行っていないと確認している。

委 員：カットと言うと、格好よさもあるが、選挙対策の手段・方法として利用されがちな点も考えられる。自信を持って仕事をすればカットをする必要はないと思う。市の財政全般も考慮しないといけないのだろうが、ある程度金銭的な余裕もないといけない。市長がしっかり職務をやれば、堂々と給料をもらえばよい。額は別問題だろうが。現時点の手取り 53 万円は少なすぎる感じがする。

委 員：市長には法的責任がある。具体的にいうと住民監査請求の対象、住民訴訟の対象、場合によっては損害賠償責任を負わないといけないような立場である。法的責任の度合いも給料に反映してもよいと思う。これは議会の議長・議員とはまったく違う。常勤の特別職については考慮すべき要素になるのではないか。

事務局：資料の P 1 に市長の給料に対する格差率を示している。例えば議員の報酬がどの程度の割合が妥当なのか、これが県内 14 市の割合、類似団体の割合を見ても同じような割合になっている。このあたりが、職務の差が反映された率ではないか。これも一つの参考になるのではないかと思う。

委 員：県、国とのバランスの問題もあるだろうし、それに対する市民感情も考慮しないといけない。

委 員：自主カットで大変低い額になっているが、審議会として市長の活動や責任などいろいろなものを含めて、市長としてどのくらいの額が妥当なのかということを出せばよいのではないか。

事務局：独自カットのことではなく、市長の職務として、日田市の市長として、どの程度の金額が妥当なのかということをご審議していただきたい。

委 員：さきほど独自カットが選挙対策であるという話が出ていたが、それもあると思うが、報酬審議会としては、何が妥当かということを出せばいいのではないか。カットについては、市長の考え方もあるだろう。

委 員：カットするのは、その時の市長が自主的に行ったものである。10 年ぐらい審議会が開かれていらないが、また 3 年後には市長選挙があり、この周期を考えたときに、一概に、15% カットしているから報酬を 15% 下げるということでは厳しいと思う。原田市長は 15% カットを行ったが、報酬額は条例で決まっているのでカットしなければしないで通るわけである。十分議論しないといけない。

委 員：民間だと業績が落ちてきたら役員からカットしていく。特別職のカットは違うものだと思う。選挙の公約などにもあり、例えば無報酬でやるとか言うと、もしかしたら有効に選挙に働くかもしれない。一般的なカットの認識と違うと思う。

委 員：カットの条例の資料があるか。

事務局：準備する。（日田市特別職等の職員の給与の特例に関する条例を配布）

委 員：カットなしの場合の年収はいくらか。

事務局：カットなしの場合で、約 1 千 400 万円、カットを入れた場合で約 1 千 250 万円である。

委 員：独自カットは議会の承認がいるのか。

事務局：カットは、特例条例で定めているので、議会に諮って議決をいただいている。

委 員：カット率を決めるたびに議会の議決がいるのか。

事務局：カット率を改定する場合には条例改正で議会の議決をいただくことになる。

委 員：カットは、議会に市長が提案すると思うが、その時、こういう目標を持っていたが達成できなかったからカットさせてくださいなのか、もらい過ぎているからカットさせてくださいなのか、どういった理由でカットを提案しているのか。

事務局：カットの理由は、市内の経済状況、市の財政状況を勘案して、カットしたいというのが1番大きな理由である。

委 員：財政状況がよくならないと市長はずっとカットを申し入れるわけか。妥当な金額にいかないと。話としては減額の方向で進めていくのか。

事務局：方向性はこれから審議していただければと思う。今、説明をしているのは独自カットの話であり、日田市長の妥当な給料はいくらなのかという議論とはちょっと話が違ってくると思う。カットしているからどのくらい引き下げていけばよいのかとか、独自カットのカット率をどうすればよいかという議論は、ここの中ではされなくてよいかと思う。

委 員：今回、金額が決まり、これが妥当となつたとしても市長はカットさせてくださいと申し出る場合もあるということか。

事務局：報酬審議会の中で、市長の妥当な報酬はいくらだという答申をいただくことになる。その時に報酬審議会としては、やはりこの報酬は妥当な報酬だからこれを受けてくださいというのが本来の報酬審議会のあり方だろうと思う。独自カットについては、市長があいさつで言ったとおり、ご意見をいただきたいということであり、報酬審議会の中から意見を出していただければと思っている。

委 員：カット率は市長が判断して議会に提案しているのか。

事務局：基本的には市長が決定する。

委 員：この条例からいくと15%カットは、条例で決まった率ということか。

事務局：条例で特例の率を決めている。

委 員：市長が15%はカットせずにもらうというわけにはいかないのか。

事務局：条例改正をしない限り、もらうことはできない。

委 員：審議会で872,000円を受けるべきだという答申が出た場合、特例条例は廃止をするのか。

事務局：カットについては、報酬審議会からの意見として、報酬審議会が提案した本来もらうべき額を受け取るべきであるというような付言を付けることはあろうかと思う。それについて市長が判断される。最終決定は議会になる。

会 長：本日、ここで全てが決することにはならないと思うので、あと1回か2回か回を重ねて最終的なもの出すことになる。資料を持ち帰っていただいて、さらにそれぞれで検討をいただきたい。

事務局：資料をお持ち帰りいただいたて、この内容について2回目に、またそれぞれのご意見をお聞きさせていただいて、ある程度の方向性が出れば3回目の中で答申決定という流れでいきたいと思っている。

委 員：現状の872,000円が県・全国をみてもバランスがよいと思う。カットせずにもらった方がよいと思う。

委 員：カットについて、要因として財政状況がよくないということで、議会で議決されているということであれば、財政状況がその時と比べて改善されているということが、特例条例を改正する時のポイントになると思う。

委 員：カットというのは感情的に言うと市民迎合したような感じがしてならない。

委 員：市長はそれだけの働きをしていると思う。手取り53万円程度じゃ気の毒だ。

委 員：仮の話だが、特別職の報酬を人勧以上に上げたら、地方公務員の一般職の給料も比例して上がっていくのか。

事務局：一般職の給料は、国、民間、他市町村の給料の状況、民間の経済状況、これを反映して、決定をするようになっているので、直接、特別職の報酬が一般職に反映することはない。

委 員：基本給に対して議論し、答申を行い、答申の中にこれが妥当という言葉を盛り込んでも、カットは市長の判断という理解でよいか。

事務局：当然、報酬審議会の答申は尊重しないといけないということが、まずは大原則であるが、最終的な判断は市長が行う。

会 長：貴重な意見をありがとうございました。

7. 次回開催日の決定

- ・第2回目 2月5日（金） 14：00～
- ・第3回目 2月9日（火） 14：00～

8. 閉 会

15：30終了